

○甲南大学フロンティアサイエンス学部任期付助教に関する規程

令和6年2月27日

理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学フロンティアサイエンス学部において任期を定めて任用する助教（以下「任期付助教」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 任期付助教とは、フロンティアサイエンス学部専任教員のうち、任期を定めて任用する助教をいう。

(任期)

第3条 任期付助教の任期は、4年とする。ただし、任期付助教として再任用することはない。

(任用基準)

第4条 任期付助教の任用基準は、フロンティアサイエンス学部教員資格審査基準を適用する。

(任用手続)

第5条 任期付助教の任用手続は、フロンティアサイエンス学部教員人事手続規程を準用し、教授会の審議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。ただし、フロンティアサイエンス学部長は、事前に学長と協議し、学長の承認を得てこれを行うものとする。

(雇用契約)

第6条 任期付助教の任用は、当該者と学校法人甲南学園との間で、雇用契約を締結することにより行う。

(任期中の退職)

第7条 任期付助教は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であつても、その意思により退職することができる。

(給与等)

第8条 任期付助教の給与については、原則として甲南学園給与規程を適用し、雇用契約により定める。

(教育研究条件)

第9条 任期付助教の教育研究条件については、関連する規程を適用する。ただし、以下のものは適用しない。

(1) 甲南大学在外研究員規程（同規程第14条を除く。）及びその関連規程

(2) 甲南大学国内研究員規程及びその関連規程

（退職給与金）

第10条 任期付助教の退職給与金については、甲南大学退職給与金支給規程を適用する。

（規程の適用）

第11条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか甲南学園就業規則、甲南大学専任教員授業担当時間数等に関する規程、その他関連規程を適用する。ただし、授業担当時間数は、最高基準時間数を下回らないものとする。

（定年制適用教員としての任用）

第12条 任期付助教は、任期満了時又は任期満了までの間に定年制適用教員として任用することができる。

2 任期付助教を定年制適用教員として任用しようとするときは、フロンティアサイエンス学部長は、事前に学長と協議し、学長の承認を得て定年制適用教員任用資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成及び手続は、フロンティアサイエンス学部人事手続規程の定めを準用する。

4 審査委員会は、任期付助教の教育活動及び研究活動の実績並びに教育研究能力等を厳密に評価し、任期付助教の定年制適用教員としての任用の可否及び任用時の資格を審査する。審査の取扱いについては別に定める。

5 任期付助教を定年制適用教員として任用する場合の任用資格は、講師又は准教授とする。

（公表）

第13条 この規程及びその改廃は、公表する。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、学長の発議により、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和6年2月27日から施行する。